ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約

・株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「ヤマハ」といいます）は、ヤマハが運営する「ヤマハミュージックメンバーズ」の Web サイトを通じて提供されるサービス（以下「本サービス」といいます）について、以下のとおり利用規約（以下「本利用規約」といいます）を定めます。

・ヤマハは本利用規約に基づき本サービスを運営するものであり、本利用規約に同意の上で本サービスの利用を申入れた皆様に対してのみ、本サービスを提供します。

・本サービスの利用を希望する皆様は、本利用規約への同意を前提に、ヤマハの提供する本サービスの利用をお申し込みください。

第 1 条(目的等)

本利用規約は、ヤマハが運営する「ヤマハミュージックメンバーズ」の本サービス提供契約に関する利用条件等を定めたものであり、関連・付随するサービス等契約と共にヤマハと会員ないし入会希望者との契約内容となります。

第 2 条（定義）

本利用規約上で使用する用語の定義は、以下の通りとします。

（1）「ヤマハミュージックメンバーズ」:ヤマハが音楽を楽しむ方やヤマハ製品をご愛用のお客さまに向けて、充実した音楽ライフをお楽しみいただくための情報を発信する会員サービスです。なお、略称して「YM メンバーズ」といいます。

（2）「本サービス」:ヤマハが本利用規約に基づき会員を対象に提供するヤマハ所定の各種サービスの総称をいいます。

（3）「本サイト」:ヤマハが運営する「ヤマハミュージックメンバーズ」に関するヤマハ所定の Web サイトをいいます。

（4）「入会希望者」:本サービスの利用を希望する者をいいます。

（5）「会員」:ヤマハ所定の申込手続きを完了し、本サービスの利用資格を有する利用者をいいます。

（6）「プレミアム会員」:会員のうち、年会費の支払を行い、本サービスにおけるヤマハ所定の有料サービスの利用資格を有する会員をいいます。

（7）「プレミアムクレジットカード会員」:会員のうち、年会費の支払を行い、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-VISA カードまたはヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-UC カードの発行を受け、本サービスにおけるヤマハ所定の有料サービスの利用資格を有する会員をいいます。

（8）「ID」:本サービスの利用のために会員が固有に保有する電子メールアドレスをいいます。

(9)「パスワード」:ID に対応して会員が固有に設定する会員識別のための暗号文字列をいいます。
(10)「登録情報」:会員及びその申込者が本サービス利用手続を通じて登録した個人情報及びその他の情報の総称をいいます。
(11)「登録メールアドレス」:ID として登録された、会員の電子メールアドレスをいいます。
(12)「知的財産権」:特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、その他知的財産に関して法令で定められた権利や法的に保護される利益に関わる権利をいいます。
(13)「コンテンツ」:ヤマハが本サービスにおいて提供する、記事・文章・動画・楽曲・楽譜・画像・音声等の総称をいいます。

第 3 条(本利用規約等への同意)

1. 会員が本サービスを利用するためには、本利用規約および該当する関連規約等に同意することが条件となります。
2. プレミアム会員には、本利用規約とともに、ヤマハが別途定める「ヤマハミュージックメンバーズ-プレミアム会員規約」「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約<プレミアム-VISA カード会員用>」「ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約<プレミアム-UC カード会員用>」が適用されます。
3. ヤマハは入会希望者が本サービスの申込手続きを完了した場合、本利用規約および該当する関連規約等に同意したものとみなします。

第 4 条(本サービス)

1. ヤマハは会員に対し、本サービスとして、ヤマハ所定のサービスを提供するものとし、本サービスの内容・利用手続き等の詳細は、本サイト各ページや書面等に定めることができるものとします。
2. ヤマハは、本サービスの一環として、第 6 条第 3 項に基づき会員が ID として登録した登録メールアドレス宛に、ヤマハが提供する新商品・サービス・キャンペーン・イベント等に関する「ヤマハミュージックメンバーズ メールニュース」(広告を含みます)を配信させていただきます。

第 5 条(契約の成立等)

1. 本サービスに関わる契約は、入会希望者によるヤマハ所定の申込手続きに対しヤマハが申し込み受け付け完了通知等その承諾により成立するものとします。
2. 未成年の入会希望者は、事前に親権者等法定代理人の同意を得た上で、本サービスの申込手続きを行なうものとします。なお、当該未成年の入会希望者が本サービスの申込手続きを完了し、あるいは本サービスを利用したときは、当該法定代理人の同意を得ているものとみなします。

第 6 条(利用登録)

1. 本サービスを利用するためには、ヤマハのグループ会社である株式会社ヤマハミュージックエンタテインメントホールディングス（以下「YMEH」といいます）が運営する、各種会員サービスプラットフォーム「Yamaha Music ID（登録料・年会費無料）」に会員登録する必要があります。入会希望者は、本利用規約および該当する関連規約等のほか、Yamaha Music ID 利用規約に同意の上、Yamaha Music ID に会員登録をするものとします。
2. 入会希望者は、会員情報の登録や必要事項の入力を行うにあたり、入会希望者自身の虚偽の無い正確な情報を登録または入力するものとします。
3. 入会希望者は、ID として、ヤマハおよび YMEH と連絡を取ることができる本人の電子メールアドレスを登録するものとします。但し、共有メールアドレスの登録は認められません。
4. 利用登録の詳細はこちらをご確認ください。

第 7 条（不承諾事由）

1. ヤマハは、入会希望者が次の各号のいずれか一つに該当する場合、その申込を承諾しないことができます。なお、ヤマハは承諾しない場合の理由開示や説明義務を負わないものとします。

（1）他人になりすまし本人以外の情報を登録した場合
（2）不正な目的や手段により登録を行った場合
（3）ヤマハの定める方法・条件によらず利用の申込を行った場合
（4）過去、ヤマハより本利用規約違反等を理由に解約処分等を受けたことがある場合
（5）その他ヤマハが合理的な理由に基づき不適切と判断した場合

2. ヤマハは、入会希望者による利用登録完了後、前項各号のいずれか一つに該当することが発覚した場合、第 15 条第 2 項に定める終了等の措置を講じることができるものとします。

第 8 条（ID 及びパスワードの管理）

1. 会員は、ID（登録メールアドレス。以下同様）及びパスワードを自己の責任で厳重に管理するものとします。
2. 会員は、ID 及びパスワードを第三者に譲渡・貸与・開示等してはならないものとします。
3. 会員が ID 及びパスワードを紛失・漏洩した場合には、速やかにヤマハにその旨通知するものとします。
4. 会員による ID 及びパスワードの管理不注意、誤使用、第三者の不正使用等に起因する損害は、会員自身の責によるものとし、ヤマハの責めに基づく場合を除き、ヤマハでは一切の責任を負わないものとします。

第 9 条（登録情報の変更）

1. 会員は、登録情報に変更が生じた場合、ヤマハが定める方法に従い速やかに登録内容を変更・更新するものとします。
2. 会員による登録情報の誤りや、会員が登録情報の更新を怠ることにより、万一会員に不利益が生じたとしても、ヤマハは一切の責任を負いません。

第 10 条（メールニュース配信・通知等）

1. ヤマハは、本サービスにおいて、会員が ID として登録した登録メールアドレス宛に、ヤマハが提供する新商品・サービス・キャンペーン・イベント等に関する「ヤマハミュージックメンバーズ メールニュース」（広告を含みます）を配信させていただきます。
2. 前項に定める「ヤマハミュージックメンバーズ メールニュース」の他、ヤマハからのお知らせや通知等のため、電子メールの送信を行う場合には、会員が ID として登録した登録メールアドレスを利用するものとします。
3. 「ヤマハミュージックメンバーズ メールニュース」配信設定の変更（配信の停止・再開等）は、「会員情報」ページ上で行うことができます。
4. 会員が、登録メールアドレスの変更を怠った場合や、登録メールアドレス宛にヤマハが送信したお知らせ・通知等の内容を確認しない場合、または、ヤマハの責めによらず、登録メールアドレスへの送信がエラーになる場合に、当該会員に不利益や損害が生じたとしても、ヤマハは一切の責任を負いません。

第 11 条（登録情報等の取り扱い）

ヤマハは、別途定めるヤマハのプライバシーポリシーに従い、会員及び入会申込者に関する登録情報及びその他の情報を取り扱うものとします。プライバシーポリシーの詳細については、こちら をご確認ください。

第 12 条（本サービスの一時中断・停止）

ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合、会員への事前の通知なく、本サービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止することができるものとします。なお、この場合、ヤマハは会員が被った不利益や損害について一切の責任を負いません。

（1）システムの工事、保守点検、更新を定期的または緊急に行う場合
（2）会員からのアクセスが逼迫するなど、システムの容量を超える利用がなされた場合
（3）システムのセキュリティーを確保するため、やむをえない場合
（4）火災、停電、天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
（5）その他、運用上あるいは技術上、ヤマハが本サービスの一時中断もしくは停止が必要であると判断した場合

第 13 条（本サービスの変更と終了）

ヤマハは、会員への事前の通知なく、ヤマハの判断で、本サービスの内容を追加、変更することができるものとします。また、本サービスの継続が困難な場合には、ヤマハの判断により、本サービスを終了することができるものとします。この場合、ヤマハはヤマハ任意の方法でその変更や終了について告知するものとします。

第 14 条（関連規約等の規定、規約の改定）

1. ヤマハは、本サービスの提供にあたり、本利用規約に関連・付随する規約や細則等（以下「関連規約等」と総称します）を定めることができるものとします。
2. ヤマハが、関連規約等を定めた場合、該当するサービスにおいては、本利用規約とともに、当該関連規約等が適用されるものとします。
3. 本利用規約の内容と関連規約等との間で、矛盾する内容の定めがある場合、該当するサービスの範囲内で関連規約等が優先して適用されるものとします。
4. ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合には、ヤマハの裁量により、本利用規約及び関連規約等を改定することができます。

（1）本利用規約または関連規約等の改定が、会員の一般の利益に適合するとき

（2）本利用規約または関連規約等の改定が、契約をした目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性、改定の内容その他の改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき

5. 前項に基づき本利用規約または関連規約等を改定するときは、ヤマハは、改定後の本利用規約または関連規約等の効力が生じる前に、相当の告知期間を設け、本利用規約または関連規約等を改定する旨、並びに改定後の本利用規約または関連規約等の内容及び効力発生日を、電子メールまたは本サイトへの掲示その他適宜の方法で会員に予め告知するものとします。この場合において、会員が改定後の本利用規約または関連規約等の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、会員は当該改定に同意したものとみなします。

第 15 条（契約の終了等）

1. 会員が、本利用規約に基づく本サービスの提供契約を終了する場合は、ヤマハ所定の方法による終了手続が必要となる場合があります。手続きや条件の詳細については、下記 Web サイトのページで「退会について」をご確認ください。
   https://member.jp.yamaha.com/faq
2. ヤマハは、会員が本利用規約、関連規約等に違反した場合には、当該会員に事前に通知することなく、本サービスの利用を停止、解約、または終了することができるものとします。
3. ヤマハは、本利用規約や関連規約等にて別段の定めをおく場合を除き、会員において長期間本サービスを利用した事実が認められない場合には、ヤマハの判断により、本サービスの利用を停止、解約、または終了することができるものとします。

第 16 条（通知の効力）

本サービス提供にあたり、ヤマハが行う会員への電子メールの送信、本サイト上への告知、郵便物の送付などの形で行う通知については、本利用規約または関連規約等で別途定める場合を除き、その通知の時点で直ちにその効力が生じるものとします。

第 17 条（禁止行為）

1. 入会希望者及び会員は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

(1)虚偽の内容による利用登録を行うこと
(2)登録情報を不正に使用すること
(3)ヤマハの名誉や信用を害する行為を行うこと
(4)本サービスに関するコンテンツ等を複製・送信・改変すること
(5)本サービスに関するコンテンツ等を、有償無償を問わず第三者に譲渡・貸与すること
(6)本サービスを営業目的で利用すること
(7)コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用または頒布すること
(8)ヤマハのシステムに過大な負担をかけること
(9)ヤマハまたは第三者の所有権、知的財産権、その他一切の権利を侵害すること
(10)前記侵害行為を第三者に対し行わせること、また、その手助けを行うこと
(11)法令に違反し、または、公序良俗に反する行為を行うこと
(12)本利用規約、関連規約等に違反すること
(13)その他、本サイトの運営を妨げること

2. ヤマハは、入会希望者や会員が前項各号のいずれか一つの事由に該当するか、または該当するおそれがあると判断した場合、当該入会希望者や会員に対し該当行為の有無についての確認や、該当行為の中止、是正、その他必要な措置を求めることができるものとします。

第 18 条(会員の責任)

1. 会員は、本利用規約及び関連規約等を遵守の上、会員自身の責任において本サービスを利用するものとします。
2. 本サービスの利用にあたり、会員と他の会員や第三者との間で紛争が生じた場合、その会員は自己の費用と責任で問題を解決するものとし、ヤマハはその紛争について一切関知・関与しないものとします。
3. 本サービスの利用にあたり、会員が、本利用規約または関連規約等に違反し、または違法な行為を行い、よってヤマハに損害を与えた場合、ヤマハはその会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

第 19 条(登録情報の削除等)

ヤマハは、会員の登録情報及びその他の情報について、本サービスがその原因を問わず終了した場合等、ヤマハの任意の判断ですべて削除・消去することができるものとし、会員に対し保管義務を負うことはないものとします。

第 20 条(設備の準備等)

1. 会員は、本サービスを利用するために必要となる次に例示する環境の整備および維持管理を、会員自身の責任と費用で準備するものとします。なお、ヤマハは、会員が利用環境条件を満たしていないことによって被る損害について、一切の責任を負いません。

(1)コンピュータ、通信機器その他本サービスを利用するために必要となるすべての機器の準備および設置

（2）通信回線利用契約の締結、インターネットサービスへの加入ならびに通信費その他本サービスの利用に要する費用の支払い

2. ヤマハは、会員が本サービスを利用するにあたり使用する全ての機器やソフトウェア、通信環境等につき、本サービスとの互換性を確保するために、本サービスの内容や提供方法を変更する義務を負うものではありません。
3. 会員は、本サービスを利用するにあたり、情報・データ・ソフトウェア等の送受信過程で、本サービスに対するアクセスが中断されることや、エラーが生じる可能性もあることを十分理解したうえで、本サービスを利用するものとします。

第 21 条（不保証）

ヤマハは、本サービスを通して会員が得ることのできるコンテンツ・データ・情報・ソフトウェア等については、明示黙示を問わず、その正確性、確実性、信頼性、有用性等について、一切の保証を行わないものとします。

第 22 条（免責）

1. ヤマハは、本サービスの一時中断、停止、終了ならびに本サービス及び本利用規約・関連規約等の内容の変更、追加等により、会員又は第三者が被ったいかなる不利益、損害について一切の責任を負わないものとします。
2. ヤマハは、本サービスを通じて会員が入力した情報を削除・消去すること、または、保存しなかったこと等について一切の責任を負わないものとし、万一ヤマハの措置によって会員に損害が生じたとしても一切の責めを負うことはないものとします。
3. ヤマハは、会員が本サービスを利用するにあたり、会員間、または会員と第三者との間で紛争が生じたとしても、一切の責任を負わないものとし、万一トラブルが発生した場合はヤマハを含まない当事者間で解決するものとします。
4. ヤマハは、会員が、コンテンツ・データ・情報・ソフトウェア等の閲覧・視聴・ダウンロード等を行なった結果生じるいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第 23 条（消費者契約に関する特則）

会員とヤマハとの本サービス利用に関わる契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条 3 項所定の消費者契約に該当する場合には、本利用規約または関連規約等のうち、ヤマハの損害賠償責任を完全に免除する規定、及びヤマハに故意または重大な過失がある場合にその損害賠償責任の一部を免除する規定は適用されないものとします。この場合において、会員に発生した損害がヤマハの債務不履行または不法行為に基づくときは、ヤマハに故意または重大な過失がある場合を除いて、会員が直接被った損害額（プレミアム会員についてはその年会費に相当する金額）を上限として、その通常損害に関する損害賠償責任を負うものとします。

第 24 条（権利義務の譲渡等禁止）

会員は本サービスを利用するにあたり発生する一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転等してはならず、また担保権の設定をしてはならないものとします。

第 25 条（外部委託）

ヤマハは、本サイト管理、問合せ対応、その他、必要に応じて運営の全部または一部を外部委託することができるものとします。

第 26 条（知的財産権）

1. 本サイトにおけるコンテンツ、デザイン、画像、データ、ファイル等は、著作権法、商標法、意匠法、特許法、不正競争防止法により保護されています。
2. 本サイトにおける知的財産権については、本利用規約や関連規約等にて別段の定めをおく場合を除き、ヤマハおよびヤマハにコンテンツ等を提供しているビジネスパートナーその他第三者に帰属しております。
3. 本サービスに関連してソフトウェアの利用ができる場合、知的財産権に関する法令等により保護されている財産権および営業秘密を包含し、会員は、これに改変を加えないという条件で、かつ個人として私的に利用する場合にのみダウンロードすることができるものとします。
4. 本サービスの利用にあたり、会員による書き込み等が、ヤマハまたは第三者の権利を侵害することなく、会員自身の著作物として認められる場合には、会員に当該著作物の権利が帰属します。但し、ヤマハは、本サービスの運営及び提供の範囲内で、当該権利を利用することができるものとします。

第 27 条（権利者からの許諾）

1. 会員は、本サイトを通じて利用する一切のサービスに関し、販売、転用、賃貸業その他の営利目的に利用することはできないものとします。また、これらの行為を第三者に行わせることもできないものとします。
2. 本サービスにおいて、ヤマハが会員に提供する全てのコンテンツについては、個人として私的にご利用頂く以外の目的で複製、印刷、頒布等を行う場合は、事前にヤマハを含むその権利者からの許諾が必要となります。上記に違反し、ヤマハまたは第三者の権利侵害に起因または関連して生じた全てのクレームや請求については、当該会員の費用と責任で問題解決するものとします。また当該クレームや請求に関連してヤマハに費用が発生した場合、またはヤマハが損害賠償金等の支払いを行った場合、ヤマハは当該会員に対し、その費用負担や損害等の賠償を求めることができるものとします。

第 28 条（広告・リンク）

1. ヤマハまたは第三者は、本サイト上から他のウェブサイトやリソースへリンクを提供することがありますが、会員は、自己の責任で当該サイト及びリソースを利用するものとし、ヤマハはこれらのリンク・外部リソースの正確性・有用性・信頼性等について一切責任を負わないものとします。

2. ヤマハは、本サイト上、ヤマハとパートナー関係にある他社の広告、宣伝を行なう場合がありますが、会員が、当該広告等を通じて当該ビジネスパートナーと取引を行なう場合、会員自身の判断と責任において取引を行なうものとします。ヤマハは、ヤマハが本サイト上に広告、宣伝を行なったこと、および、会員が他社との間で取引した結果生じたいかなる種類の損失や損害について、会員に対し責任を負わないものとします。

第 29 条（準拠法と管轄）

本利用規約・関連規約等の解釈および履行については日本国法を準拠法とします。また、ヤマハと会員との間に、本サービスに関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条（その他）

本サービスに関する支払条件が前払式通信販売に該当する場合、ヤマハからの通知は、電子メールによる通知により代替できるものとします。

以上

2016 年 7 月 6 日　制定
改定日 2018 年 4 月 1 日
改定日:2021 年 7 月 13 日
改定日:2022 年 5 月 17 日
改定日:2022 年 7 月 26 日
改定日:2023 年 3 月 1 日

以上

ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム会員規約

第 1 条（総則）

1. 株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「ヤマハ」という）は、「ヤマハミュージックメンバーズ」（以下「YM メンバーズ」という）の運営とその有料サービス（以下「本プレミアムサービス」という）をお客様に提供するにあたり、ヤマハミュージックメンバーズプレミアム会員規約（以下「本規約」という）を定めます。
2. YM メンバーズとは、ヤマハが音楽を楽しむ方やヤマハ製品をご愛用のお客さまに向けて、充実した音楽ライフをお楽しみいただくための情報を発信する会員サービスをいい、事務局（以下「会員事務局」という）をヤマハにおきます。
3. プレミアム会員とは、ヤマハ所定の手続きを行い、クレジット機能を伴わないカードの発行を受け、年会費の支払いにより、本プレミアムサービスの利用ができる資格を有するお客様をいいます。

4. 参加店とは、YM メンバーズの趣旨に賛同し、ヤマハとともに、プレミアム会員に対して独自に特典の付与や情報提供を行うヤマハ楽器特約店をいいます。
5. プレミアム会員には、本規約とともに、「ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約」が適用されます。

第 2 条（入会資格）

プレミアム会員としての入会資格は、原則として日本国内に居住する満 18 歳（高等学校の在学生を除く）以上の方を対象とします。

第 3 条（入会申込）

1. プレミアム会員として入会を希望する方は、本規約に同意の上、ヤマハ所定の Web 登録による入会申込手続きをおとりいただきます。
2. 前項の定めに関わらず、ヤマハが別途定める条件に該当する方については、上記手続きに代えて、ヤマハ所定の申込書をヤマハ所定の窓口に提出頂くものとします。

第 4 条（入会審査と会員証発行）

1. プレミアム会員としての入会審査は、会員事務局が行います。
2. プレミアム会員としての入会審査の結果、プレミアム会員として承認された方に、会員証を所定の方法で発行し貸与します。プレミアム会員は、本規約を遵守するものとします。
3. 会員証の所有権はヤマハに帰属します。
4. プレミアム会員は、会員証を適切に管理頂くものとし、他人に譲渡、貸与または質入れ等することはできません。
5. 会員証の毀損や紛失が発生した場合には、速やかにヤマハにご連絡頂くものとします。

第 5 条（年会費）

1. プレミアム会員は、毎年ヤマハ所定の時期にヤマハ所定の YM メンバーズ年会費を、ヤマハ所定の方法により支払うものとします。
2. ヤマハ所定の支払い決済サービス会社から、プレミアム会員が指定する決済口座に関する支払い承認が得られない場合、本プレミアムサービスの支払い方法として当該口座の利用はできません。
3. プレミアム会員が YM メンバーズプレミアム会員を退会する場合、既に納入された YM メンバーズ年会費は返還されません。

第 6 条（本プレミアムサービス）

ヤマハは、プレミアム会員に対し、下記の情報誌の提供やサービス利用できる資格を付与します。

（1）会員情報誌の送付
（2）会員情報誌等で優待・特典サービス等として告知されるサービス

（3）ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービス

第 7 条（関連規約）

1. ヤマハは、YM メンバーズの運営と本プレミアムサービスの提供にあたり、本規約とは別に、本規約に付随または関連する規約や細則、付則、特約、その他の規定（以下「関連規約」という）を定めることができ、関連規約は、別段の定めが無い限り、本規約と一体として共通に適用されます。
2. 本規約の内容と関連規約との間で、矛盾する内容の定めがある場合、該当する範囲内で関連規約が優先して適用されます。
3. 本規約で定める用語は、別段の定めが無い限り、関連規約においても共通に適用されます。

第 8 条（個人情報の取扱い）

プレミアム会員及び入会申込者の個人情報の取扱いには、関連規約としてヤマハが別途定める「ヤマハミュージックメンバーズ プライバシーポリシー」及び「プレミアム会員情報の取り扱い」が適用されます。

第 9 条（諸変更連絡）

1. プレミアム会員は、入会申込時の登録またはヤマハへの申出事項に変更が生じた場合及び、カードを紛失されまたは盗難にあった場合は、速やかに会員事務局へ連絡するものとします。
2. プレミアム会員が前項に定める変更等の連絡を怠ることにより、万一本プレミアムサービスの提供が受けられない等の不利益や損害が生じたとしても、ヤマハは一切の責めを負いません。

第 10 条（プレミアム会員資格の期限及び喪失）

1. プレミアム会員資格の有効期限は、ヤマハが会員証に定める期限とします。また、ヤマハがプレミアム会員の登録住所宛て有効期限を更新した会員証を送付することで、有効期限は更新し、以後も同様とします。但し、ヤマハは、更新義務を負うものではなく、また、ヤマハが必要と認めプレミアム会員に告知した場合には、会員証に定める有効期限を変更することができます。
2. 前項の定めにかかわらず下記の状況が発生したときは、プレミアム会員はその資格を喪失します。

（1）プレミアム会員が YM メンバーズ年会費の支払を怠った場合。
（2）プレミアム会員が本規約または関連規約に違反した場合。
（3）プレミアム会員が死亡した場合またはプレミアム会員の親族等からプレミアム会員が死亡した旨の連絡があった場合。
（4）プレミアム会員が諸変更連絡を怠る等により、会員事務局または参加店において諸連絡その他事務が困難となった場合。

3. プレミアム会員は、ヤマハ所定の退会のための手続きをとることで、任意に退会できますが、既に納入された年会費は返還されません。なお、退会手続きの詳細については、ヤマハ所定の窓口までお問い合わせください。
4. プレミアム会員資格を喪失した場合、プレミアム会員は本プレミアムサービスを受ける権利を失います。但し、前項の定めに基づく退会の場合には、なお会員としてヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供される所定のサービス（プレミアム会員向けのサービスを除きます）を、「ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約」に基づき利用できます。このため、当該サービスの利用を終了する場合は、別途ヤマハ所定の終了手続きをとるものとします。

第 11 条（本規約等の改定）

1. ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合には、ヤマハの裁量により、本規約及び関連規約を改定することができます。

（1）本規約または関連規約の改定が、プレミアム会員の一般の利益に適合するとき

（2）本規約または関連規約の改定が、契約をした目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性、改定の内容その他の改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項に基づき本規約または関連規約を改定するときは、ヤマハは、改定後の本規約または関連規約の効力が生じる前に、相当の告知期間を設け、本規約または関連規約を改定する旨、並びに改定後の本規約または関連規約の内容及び効力発生日を、電子メールまたは本サイトへの掲載その他適宜の方法でプレミアム会員に予め告知するものとします。この場合において、プレミアム会員が改定後の本規約または関連規約の効力発生日以降に本プレミアムサービスを利用したときは、当該プレミアム会員は当該改定に同意したものとみなします。

第 12 条（サービスの変更と終了）

1. ヤマハは、ヤマハの判断で、本プレミアムサービスの内容を追加、変更することができます。
2. ヤマハは、YM メンバーズの運営または本プレミアムサービスの終了を決定した場合、ヤマハ任意の方法でプレミアム会員に告知を行い、YM メンバーズの運営または本プレミアムサービスを終了させることができます。この場合、ヤマハは、本規約に基づく本プレミアムサービスに関するヤマハとプレミアム会員との間の契約を、当該サービスの終了に伴い終了することができます。

第 13 条（消費者契約に関する特則）

プレミアム会員とヤマハとの本プレミアムサービス利用に関わる契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条 3 項所定の消費者契約に該当する場合には、本規約または関連規約のうち、ヤマハの損害賠償責任を完全に免除する規定、及びヤマハに故意または重大な過失のある場合にその損害賠償責任の一部を免除する規定は適用されないものとします。この場合において、プレミアム会員に発生した損害がヤマハの債務不履行または不法行為に基づくときは、ヤマハに故意または重大な過失がある場合を除いて、プレミアム会員がヤマハに支払う 1 年間の YM

メンバーズ年会費に相当する金額を上限として、その通常損害に関する損害賠償責任を負うものとします。

第 14 条（権利義務の譲渡等禁止）
プレミアム会員は、本プレミアムサービスを利用するにあたり発生する一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転等してはならず、また担保権の設定をしてはならないものとします。

第 15 条（準拠法と管轄）
本規約及び関連規約の解釈および履行については日本国法を準拠法とします。また、ヤマハとプレミアム会員との間に、YM メンバーズの運営及び本プレミアムサービスに関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約＜プレミアム-VISA カード会員用＞

第 1 条（総則）
1. 株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「ヤマハ」という)は、「ヤマハミュージックメンバーズ」(以下「YM メンバーズ」という）の運営とプレミアムクレジットカード会員向け有料サービス（以下「本プレミアムサービス」という）をお客様に提供するにあたり、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約（以下「本規約」という）を定めます。
2. YM メンバーズとは、ヤマハが音楽を楽しむ方やヤマハ製品をご愛用のお客さまに向けて、充実した音楽ライフをお楽しみいただくための情報を発信する会員サービスをいい、事務局（以下「会員事務局」という）をヤマハにおきます。
3. プレミアムクレジットカード会員とは、ヤマハ及び三井住友カード株式会社（以下「カード会社」という）所定の手続きを行い、クレジット機能を備えたヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-VISA カード（但し、教室カードは含まない。以下「カード」という）の発行を受け、年会費の支払いにより、本プレミアムサービスの利用ができる資格を有するお客様をいいます。
4. プレミアムクレジットカード会員は、本規約とともに、「ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約」が適用されます。

第 2 条（入会申込資格）
プレミアムクレジットカード会員としての入会申込は、原則として日本国内に居住する満 18 歳（高等学校の在学生を除く）以上の方を対象とします。

第 3 条（入会申込）

1. プレミアムクレジットカード会員として入会を希望する方は、本規約及びカード会社が定めるカード会員規約（以下「カード規約」という）に同意の上、ヤマハ所定のカード会社を通じた Web 登録による入会申込手続きをとるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、ヤマハが別途定める条件に該当する方については、上記手続きに代えて、ヤマハ所定の申込書をヤマハ所定の窓口に提出するものとします。

第 4 条（入会審査とカード発行）

1. プレミアムクレジットカード会員としての入会審査は、会員事務局及びカード会社が行います。
2. プレミアムクレジットカード会員としての入会審査の結果、プレミアムクレジットカード会員として承認された方に、ヤマハミュージックメンバーズ会員証としての機能をあわせもつカードを、カード会社が発行し貸与します。プレミアムクレジットカード会員は、本規約及びカード規約を遵守するものとします。
3. カードの所有権はカード会社に帰属します。
4. プレミアムクレジットカード会員は、カードを適切に管理し、他人に譲渡、貸与または質入れ等することはできません。

第 5 条（年会費）

1. プレミアムクレジットカード会員は、毎年ヤマハ所定の時期にヤマハ所定の YM メンバーズ年会費を、カード利用代金決済口座から自動引落しにより支払うものとします。
2. プレミアムクレジットカード会員が、プレミアムクレジットカード会員を退会する場合、既に納入された YM メンバーズ年会費は返還されません。

第 6 条（本プレミアムサービス）

ヤマハは、プレミアムクレジットカード会員に対し、下記のサービス利用できる資格を付与します。

（1）会員情報誌の送付

（2）会員情報誌等で優待・特典サービス等として告知されるサービス

（3）ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービス

第 7 条（関連規約）

1. ヤマハは、YM メンバーズの運営と本プレミアムサービスの提供にあたり、本規約とは別に、本規約に付随または関連する規約や細則、付則、特約、その他の規定（以下「関連規約」という」）を定めることができ、関連規約は、別段の定めが無い限り、本規約と一体として共通に適用されます。
2. 本規約の内容と関連規約との間で、矛盾する内容の定めがある場合、該当する範囲内で関連規約が優先して適用されます。
3. 本規約で定める用語は、別段の定めが無い限り、関連規約においても共通に適用されます。

第 8 条（個人情報の取扱い）

プレミアムクレジットカード会員及び入会申込者の個人情報の取扱いは、関連規約としてヤマハが別途定める「ヤマハミュージックメンバーズ プライバシーポリシー」及び「プレミアムクレジットカード会員情報の取り扱い」が適用されます。

第 9 条（諸変更連絡）

1. プレミアムクレジットカード会員は、入会申込時の登録またはヤマハへの申出事項に変更が生じた場合及び、カードを紛失されまたは盗難にあった場合は、速やかにカード会社へ連絡するものとします。
2. プレミアムクレジットカード会員が前項に定める連絡を怠ることにより、万一本プレミアムサービスの提供が受けられない等の不利益や損害が生じたとしても、ヤマハ及びカード会社は一切の責めを負いません。

第 10 条（プレミアムクレジットカード会員資格の期限及び喪失）

1. プレミアムクレジットカード会員資格の有効期限は、カードの有効期限と同一とします。また、カード会社がヤマハ承認の上、プレミアムクレジットカード会員の登録住所宛て有効期限を更新したカードを送付することで、有効期限は更新し、以後も同様とします。但し、ヤマハ及びカード会社は、更新義務を負うものではありません。また、ヤマハが必要と認めプレミアムクレジットカード会員に告知した場合には、プレミアムクレジットカード会員資格に関する有効期限を変更することができます。
2. 前項の定めにかかわらず、下記の状況が発生した場合、ヤマハは、何ら催告等無しに、プレミアムクレジットカード会員としての資格を喪失させることができます。

（1）プレミアムクレジットカード会員が YM メンバーズ年会費の支払を怠った場合。
（2）プレミアムクレジットカード会員が本規約または関連規約に違反した場合。
（3）プレミアムクレジットカード会員がカード会員規約に違反した場合。
（4）プレミアムクレジットカード会員が諸変更連絡を怠る等により、会員事務局またはカード会社において諸連絡その他事務が困難となった場合。

3. プレミアムクレジットカード会員が、カード会社との間におけるカードの会員としての資格を喪失した場合には、理由の如何を問わず、同時にプレミアムクレジットカード会員としての資格を喪失するものとします。
4. プレミアムクレジットカード会員は、ヤマハ所定の退会のための手続きをとることで、任意に退会できますが、既に納入された年会費は返還されません。なお、退会手続きの詳細については、ヤマハ所定の窓口までお問い合わせください。
5. プレミアムクレジットカード会員資格を喪失した場合、本規約に基づく本プレミアムサービスに関するヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間の契約は終了し、プレミアムクレジットカード会員は本プレミアムサービスを受ける権利を失います。但し、前項の定めに基づく退会の場合には、なお会員としてヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供される所定のサービス（プレミアムクレジットカード会員向けのサービスを除きます）を、「ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約」に基づき利用

できます。このため、当該サービスの利用を終了する場合は、別途ヤマハ所定の終了手続きをとるものとします。

第 11 条（本規約等の改定）

1. ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合には、ヤマハの裁量により、本規約及び関連規約を改定することができます。

（1）本規約または関連規約の改定が、プレミアムクレジットカード会員の一般の利益に適合するとき

（2）本規約または関連規約の改定が、契約をした目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性、改定の内容その他の改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項に基づき本規約または関連規約を改定するときは、ヤマハは、改定後の本規約または関連規約の効力が生じる前に、相当の告知期間を設け、本規約または関連規約を改定する旨、並びに改定後の本規約または関連規約の内容及び効力発生日を、電子メールまたは本サイトへの掲示その他適宜の方法で会員に予め告知するものとします。この場合において、プレミアムクレジットカード会員が改定後の本規約または関連規約の効力発生日以降に本プレミアムサービスまたはカードを利用したときは、会員は当該改定に同意したものとみなします。

第 12 条（サービスの変更と終了）

1. ヤマハは、ヤマハの判断で、本プレミアムサービスの内容を追加、変更することができます。
2. ヤマハは、YM メンバーズの運営または本プレミアムサービスの終了を決定した場合、ヤマハ任意の方法でプレミアムクレジットカード会員に告知を行い、YM メンバーズの運営または本プレミアムサービスを終了させることができます。この場合、ヤマハは、本規約に基づく本プレミアムサービスに関するヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間の契約を、当該サービスの終了に伴い終了することができます。

第 13 条（消費者契約に関する特則）

プレミアムクレジットカード会員とヤマハとの本プレミアムサービス利用に関わる契約が消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第 2 条第 3 項所定の消費者契約に該当する場合には、本規約または関連規約のうち、ヤマハの損害賠償責任を完全に免除する規定、及びヤマハに故意または重大な過失がある場合にその損害賠償責任の一部を免除する規定は適用されないものとします。この場合において、プレミアムクレジットカード会員に発生した損害がヤマハの債務不履行または不法行為に基づくときは、ヤマハに故意または重大な過失がある場合を除いて、プレミアムクレジットカード会員がヤマハに支払う 1 年間の YM メンバーズ年会費に相当する金額を上限として、その通常損害に関する損害賠償責任を負うものとします。

第 14 条（権利義務の譲渡等禁止）

プレミアムクレジットカード会員は、本プレミアムサービスを利用するにあたり発生する一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転等してはならず、また担保権の設定をしてはならないものとします。

第 15 条（準拠法と管轄）

本規約及び関連規約の解釈及び履行については日本国法を準拠法とします。また、ヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間に、YM メンバーズの運営及び本プレミアムサービスに関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約＜プレミアム-UC カード会員用＞

第 1 条（総則）

1. 株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「ヤマハ」という）は、「ヤマハミュージックメンバーズ」（以下「YM メンバーズ」という）の運営とプレミアムクレジットカード会員向け有料サービス（以下「本プレミアムサービス」という）をお客様に提供するにあたり、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアムクレジットカード会員規約（以下「本規約」という）を定めます。
2. YM メンバーズとは、ヤマハが音楽を楽しむ方やヤマハ製品をご愛用のお客さまに向けて、充実した音楽ライフをお楽しみいただくための情報を発信する会員サービスをいい、事務局（以下「会員事務局」という）をヤマハにおきます。
3. プレミアムクレジットカード会員とは、ヤマハ及び株式会社クレディセゾン（以下「カード会社」という）所定の手続きを行い、クレジット機能を備えたヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-UC カード（但し、教室カードは含まない。以下「カード」という）の発行を受け、年会費の支払いにより、本プレミアムサービスの利用ができる資格を有するお客様をいいます。
4. プレミアムクレジットカード会員は、本規約とともに、「ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約」が適用されます。
5. 本規約は、ヤマハが提供する YM メンバーズ及び本プレミアムサービスに関する、ヤマハとお客様との契約条件及びその内容について定めたものであり、ヤマハミュージックメンバーズ プレミアム-UC カードにおけるクレジット機能については、カード会社が別途定める規約等（以下「カード会社規約」という）が別途適用され、当該クレジット機能に関し、本規約とカード会社規約が重複する場合、カード会社規約が優先して適用されます。

第 2 条（入会申込資格）

プレミアムクレジットカード会員としての入会申込は、原則として日本国内に居住する満 18 歳（高等学校の在学生を除く）以上の方を対象とします。

第 3 条（入会申込）

プレミアムクレジットカード会員として入会を希望する方は、本規約及びカード会社が定めるカード会員規約（以下「カード規約」という）に同意の上、ヤマハ及びカード会社所定の入会申込手続きをとるものとします。

第 4 条（入会審査とカード発行）

1. プレミアムクレジットカード会員としての入会審査は、会員事務局及びカード会社が行います。
2. プレミアムクレジットカード会員としての入会審査の結果、プレミアムクレジットカード会員として承認された方に、ヤマハミュージックメンバーズ会員証としての機能をあわせもつカードを、カード会社が発行し貸与します。プレミアムクレジットカード会員は、本規約及びカード規約を遵守するものとします。
3. カードの所有権はカード会社に帰属します。
4. プレミアムクレジットカード会員は、カードを適切に管理頂くものとし、他人に譲渡、貸与または質入れ等することはできません。

第 5 条（年会費）

1. プレミアムクレジットカード会員は、毎年ヤマハ所定の時期にヤマハ所定の YM メンバーズ年会費を、カード利用代金決済口座から自動引落しにより支払うものとします。
2. プレミアムクレジットカード会員が、プレミアムクレジットカード会員を退会する場合、既に納入された YM メンバーズ年会費は返還されません。

第 6 条（本プレミアムサービス）

ヤマハは、プレミアムクレジットカード会員に対し、下記のサービス利用できる資格を付与します。

（1）会員情報誌の送付

（2）会員情報誌等で優待・特典サービス等として告知されるサービス

（3）ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービス

第 7 条（関連規約）

1. ヤマハは、YM メンバーズの運営と本プレミアムサービスの提供にあたり、本規約とは別に、本規約に付随または関連する規約や細則、付則、特約、その他の規定（以下「関連規約」という）を定めることができ、関連規約は、別段の定めが無い限り、本規約と一体として共通に適用されます。
2. 本規約の内容と関連規約との間で、矛盾する内容の定めがある場合、該当する範囲内で関連規約が優先して適用されます。
3. 本規約で定める用語は、別段の定めが無い限り、関連規約においても共通に適用されます。

第 8 条（個人情報の取扱い）

プレミアムクレジットカード会員及び入会申込者の個人情報の取扱いは、関連規約としてヤマハが別途定める「ヤマハミュージックメンバーズ プライバシーポリシー」及び「プレミアムクレジットカード会員情報の取り扱い」が適用されます。

第 9 条（諸変更連絡）

1. プレミアムクレジットカード会員は、入会申込時の登録またはヤマハへの申出事項に変更が生じた場合及び、カードを紛失されまたは盗難にあった場合は、速やかにカード会社へ連絡するものとします。
2. プレミアムクレジットカード会員が前項に定める連絡を怠ることにより、万一本プレミアムサービスの提供が受けられない等の不利益や損害が生じたとしても、ヤマハ及びカード会社は一切の責めを負いません。

第 10 条（プレミアムクレジットカード会員資格の期限及び喪失）

1. プレミアムクレジットカード会員資格の有効期限は、カードの有効期限と同一とします。また、カード会社がヤマハ承認の上、プレミアムクレジットカード会員の登録住所宛て有効期限を更新したカードを送付することで、有効期限は更新し、以後も同様とします。但し、ヤマハ及びカード会社は、更新義務を負うものではありません。また、ヤマハが必要と認めプレミアムクレジットカード会員に告知した場合には、プレミアムクレジットカード会員資格に関する有効期限を変更することができます。
2. 前項の定めにかかわらず下記の状況が発生した場合、ヤマハは何ら催告等無しに、プレミアムクレジットカード会員としての資格を喪失させることができます。

（1）プレミアムクレジットカード会員が YM メンバーズ年会費の支払を怠った場合。
（2）プレミアムクレジットカード会員が本規約または関連規約に違反した場合。
（3）プレミアムクレジットカード会員がカード会員規約に違反した場合。
（4）プレミアムクレジットカード会員が諸変更連絡を怠る等により、会員事務局またはカード会社において諸連絡その他事務が困難となった場合。

3. プレミアムクレジットカード会員が、カード会社との間におけるカードの会員としての資格を喪失した場合には、理由の如何を問わず、同時にプレミアムクレジットカード会員としての資格を喪失するものとします。
4. プレミアムクレジットカード会員は、ヤマハ所定の退会のための手続きをとることで、任意に退会できますが、既に納入された年会費は返還されません。なお、退会手続きの詳細については、ヤマハ所定の窓口までお問い合わせください。
5. プレミアムクレジットカード会員資格を喪失した場合、本規約に基づく本プレミアムサービスに関するヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間の契約は終了し、プレミアムクレジットカード会員は本プレミアムサービスを受ける権利を失います。但し、前項の定めに基づく退会の場合には、なお会員としてヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供される所定のサービス（プレミアムクレジットカード会員向けのサービスを除きます）を、「ヤマハミュージックメンバーズの Web サイトを通じて提供されるサービスに関する利用規約」に基づき利用

できます。このため、当該サービスの利用を終了する場合は、別途ヤマハ所定の終了手続きをとるものとします。

第 11 条（本規約等の改定）

1. ヤマハは、次の各号のいずれかに該当する場合には、ヤマハの裁量により、本規約及び関連規約を改定することができます。

（1）本規約または関連規約の改定が、プレミアムクレジットカード会員の一般の利益に適合するとき

（2）本規約または関連規約の改定が、契約をした目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性、改定の内容その他の改定に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項に基づき本規約または関連規約を改定するときは、ヤマハは、改定後の本規約または関連規約の効力が生じる前に、相当の告知期間を設け、本規約または関連規約を改定する旨、並びに改定後の本規約または関連規約の内容及び効力発生日を、電子メールまたは本サイトへの掲示その他適宜の方法で会員に予め告知するものとします。この場合において、プレミアムクレジットカード会員が改定後の本規約または関連規約の効力発生日以降に本プレミアムサービスまたはカードを利用したときは、会員は当該改定に同意したものとみなします。

第 12 条（サービスの変更と終了）

1. ヤマハは、ヤマハの判断で、本プレミアムサービスの内容を追加、変更することができます。
2. ヤマハは、YM メンバーズの運営または本プレミアムサービスの終了を決定した場合、ヤマハ任意の方法でプレミアムクレジットカード会員に告知を行い、YM メンバーズの運営または本プレミアムサービスを終了させることができます。この場合、ヤマハは、本規約に基づく本プレミアムサービスに関するヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間の契約を、当該サービスの終了に伴い終了することができます。

第 13 条（消費者契約に関する特則）

プレミアムクレジットカード会員とヤマハとの本プレミアムサービス利用に関わる契約が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条 3 項所定の消費者契約に該当する場合には、本規約または関連規約のうち、ヤマハの損害賠償責任を完全に免除する規定、及びヤマハに故意または重大な過失がある場合に損害賠償責任の一部を免除する規定は適用されないものとします。この場合において、プレミアムクレジットカード会員に発生した損害がヤマハの債務不履行または不法行為に基づくときは、ヤマハに故意または重大な過失がある場合を除いて、プレミアムクレジットカード会員がヤマハに支払う 1 年間の YM メンバーズ年会費に相当する金額を上限として、その通常損害に関する損害賠償責任を負うものとします。

第 14 条（権利義務の譲渡等禁止）

プレミアムクレジットカード会員は、本プレミアムサービスを利用するにあたり発生する一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転等してはならず、また担保権の設定をしてはならないものとします。

第 15 条（準拠法と管轄）

本規約及び関連規約の解釈及び履行については日本国法を準拠法とします。また、ヤマハとプレミアムクレジットカード会員との間に、YM メンバーズの運営及び本プレミアムサービスに関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上